

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金）午後2時00分から午後3時00分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員（12名）

1番 安田 宗義（副会長）	2番 吉川 作衛
3番 石井 三智子	4番 蘆村 雅光（副会長）
5番 森田 尚子	6番 森川 千鶴子
7番 福田 茂（副会長）	8番 岡本 和久
9番 中川 眞一	10番 上田 逸朗（会長）
11番 坂口 洋	13番 堀田 雅三

4. 欠席委員（1名）

12番 竹瀬 久晴

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件

第5 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）
に関する件

第6 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件

その他 次期農地利用最適化推進委員の候補者の決定について

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和7年10月総会を開催いたします。
はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長 挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は12名であり、法定数に達しておりますので、これより令和7年10月の総会を開会いたします。

なお、12番 竹瀬久晴委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。
それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局 議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、6番 森川千鶴子委員、並びに8番 岡本和久委員を指名いたします。

議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案4件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番から3番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です。

4番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。

なお、4番は地域計画が策定されている十市町の農地でございます。十市町***は、目

標地図において、当該譲受人が担い手として位置づけられている農地であり、地域計画に沿った申請です。十市町***は色付けがされていないため、地域計画に影響はございません。
事務局からは以上でございます。

議長

案件は、全て小委員会にかかっております。

それでは、1番から3番の調査の結果説明を、安田副会長からまとめてお願いします。

安田副会長

1番は、高殿町***の田、823㎡は、市立鴨公小学校から東約500mに位置し、譲渡人である**町の** **氏から、長男の** **氏が、贈与により譲り受けられるものです。

同様に、2番の高殿町***の田、749㎡は、妻の** **氏が、3番の高殿町***の田、749㎡は、次男の** **氏が、** **氏から、それぞれ贈与により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、当事者4名は同一世帯であり、従来から家族で農業に従事してきたことから全員に耕作能力があり、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の福田副会長、ご説明願います。

福田副会長

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思いまますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、4番の調査の結果説明を、蘆村副会長からお願いします。

蘆村副会長

4番は、十市町***の田、876㎡ 外1筆は、かしはら安心パークから北西約500mに位置し、**市の** **氏が、***市の** **氏から、売買により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、** **氏は認定農業者であり耕作能力があることから、適当であると思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の吉川委員さん、ご説明願います。

吉川委員

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適切かと思いますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で、第1号議案、1番から4番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について、ご質問・ご意見等がございましたらをお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番から4番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第1号議案の1番から4番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3、第2号議案、農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、農家住宅として転用したいと申請されたものです。

申請地の農地区分は、近鉄坊城駅からの宅地化率で算出する第2種農地であり、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められるなど、問題はないと考えます。

事務局からは以上です。

議長

第2号議案の1番は、小委員会にかかっておりませんので、地区担当農業委員の安田副会長からご説明をお願いします。

安田副会長

1番は、雲梯町***の畑、246㎡は、市立金橋小学校から東約600mに位置し、**町の**氏が、農家住宅に転用するため申請されたもので、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

以上で第2号議案1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び地区担当農業委員さんの説明について、ご質問・ご意見等がございましたらをお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案1番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第2号議案1番は許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第4、第3号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。

1番は、先ほどの第2号議案の1番に関連しております。使用貸借権を設定し、農家住宅にしたいとの申請です。事務局からは以上でございます。

議長

第3号議案の1番も、小委員会にかかっておりませんので、地区担当農業委員の安田副会長からご説明をお願いします。

安田副会長

1番は、雲梯町***の畑、246㎡は、市立金橋小学校から東約600mに位置し、**町の** **氏と** **氏が、** **氏の父である** **氏と使用貸借権を設定し、農家住宅に転用したいと申請されたもので、適当であると思われしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

以上で第3号議案の1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び地区担当農業委員さんの説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第3号議案1番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第3号議案1番は許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、第4号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、1件です。1番の観音寺町***の田、1,097㎡の内1,069㎡は、**町の** **氏から、なら

担い手・農地サポートセンターを介して、**町の** **氏に使用貸借権を設定する案です。使用貸借期間は、県の認可公告の翌日から令和17年12月31日まででございます。事務局からは以上です。

議長

以上で、第4号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第4号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利設定）について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。よって、第4号議案について、原案のとおり承認し、市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第6、報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は2件です。

1番、新口町***の田、991㎡は、近鉄新ノ口駅から西約100mに位置し、**町の株式会社***が、**町の** **氏から売買により譲り受け、青空資材置場として転用したいと届け出られたもので、地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和7年9月1日でございます。

2番、上品寺町***の田、288㎡は、市立耳成西小学校から南約100mに位置し、**市の** **氏外1名が、**町の妻の父** **氏と使用貸借権を設定し、自己住宅として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和7年9月5日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番及び2番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件「次期農地利用最適化推進委員の候補者の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

次期農地利用最適化推進委員の候補者について説明させていただきます。

現在の任期は、農業委員さんと同様、本年11月30日までですので、次期推進委員の募集を、5月9日から6月5日まで行いました。推進委員は農業委員会が委嘱することと定められており、次期推進委員の候補者を決定する必要がございます。

最終的な議決や委嘱は、改選後の最初の農業委員会の総会にお諮りすることになりますので、本日の総会では、最終候補者の決定を行い、次期農業委員会へ申し送りをするようになります。

ご配付申し上げた資料「樫原市農地利用最適化推進委員の推薦及び応募の状況(最終公表)」は、インターネット等で公表されたものでございます。もう1枚の配付資料「樫原市農地利用最適化推進委員候補者(案)」は地区順の候補者一覧表でございます。ご異議がなければ、この10名の方を最終候補者として、次期農業委員会にお諮りさせていただきます。

第1地区は安田陽一さん、第2地区は脇山徳治さん、第3地区は藤井均さん、第4地区は森田泰造さん、第5地区は西田佐徳さん、第6地区は森本成俊さん、第7地区は橋本昌嘉さん、第8地区は松田竹司さん、第9地区は竹瀬久晴さん、第10地区は松村勝司さんです。

10名のうち、現農業委員は第9地区の竹瀬久晴さん1名で、新規の方は5名です。

第1地区の安田陽一さんは**町の方で、耳成地区の北部を担当していただきます。第3地区の藤井均さんは**町の方で、香久山地区の東部を担当していただきます。第5地区の西田佐徳さんは**町の方で、畝傍地区の中部、東部を担当していただきます。第7地区の橋本昌嘉さんは**町の方で、新沢地区の主に一町、観音寺町を担当していただきます。第

8地区の松田竹司さんは**町の方で、新沢地区の北部と金橋地区の南部を担当していただきます。経歴や農業経営の状況等、各候補者の詳細につきましては最終公表のとおりですのでご確認ください。事務局からは以上です。

議長

ただ今の説明について、質疑ありませんか。

—質疑なし—

議長

質疑がないようですので、採決いたします。次期農地利用最適化推進委員の候補者について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、次期農地利用最適化推進委員の候補者は、原案のとおり決定し、次期農業委員会へ申し送りをするものといたします。

議長

以上で、本総会に提出された案件は全て議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、10月の農業委員会総会を閉会いたします。